## ㈱NTTドコモ差止請求訴訟判決控訴について

2018年5月1日

適格消費者団体・特定適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

東京地裁の判決は、いわゆる包括的約款変更条項について、消費者契約法10条前段該当性を認めた上で、10条後段該当性を否定し、当会の請求を棄却しました。

しかし、この判決は、以下の点で多数の誤りを含んでいると考えられ、当会では、本年4月27日付けで東京高等裁判所に控訴しました。

## 問題点1 意思主義の軽視

本判決は、本件約款変更条項が法10条前段に該当するか否かを判断するにあたって、本来、 約款変更には変更する条項に対する個別の同意が必要であり、その同意していない変更後の契 約内容に拘束されるという意味で、契約における意思主義と比べて消費者の義務を加重した規 定であると、正しく判示しています。さらに、被告㈱NTTドコモが主張するような約款変更 法理は確立していないとも判示しています。

このように、包括的約款変更条項をもとに約款を変更することは意思主義に反するものであるとすれば、原則として同条項を直接の根拠にして約款を変更することは許されないという結論になるはずです。

しかし、本判決は、包括的約款変更条項を根拠に約款変更ができる具体的な法律上の根拠を何ら示すことなく、包括的約款変更条項が消費者にとって著しく不利益ではないと断じています。そして、この理は、消費者の自己決定権の侵害自体を消費者にとって著しい不利益ととらえていないという点において消費者の自己決定権を決定的に軽視しており、極めて問題です。

## 問題点2 適格消費者団体に差止請求権を認めた意義の軽視

本判決は、包括的約款変更条項に基づく約款変更であっても、その約款変更自体が公序良俗 違反する場合や、変更後の約款が消費者契約法10条に違反する場合には無効とすることができるから、包括的約款変更条項によって有効に行える約款変更の範囲は限られるという理由により、消費者に著しい不利益を与えるものではないと判示しています。

しかし、事後的に個別の消費者が争えば救済が可能であるから、当該条項が不当条項ではないとする論理は明らかに誤っています。そもそも、事後的に個別に無効を争える条項について、 未然予防のために認められているのが、適格消費者団体による差止請求訴訟です。

判決のこの点における論理はまさに本末転倒です。

問題点3 本件約款変更条項が有期契約にも適用されるものであることに加えて、約款変更に反対

## する消費者が無条件で契約を解消することも許されていない点を看過していること

判決は、主張整理欄で当会がこのことを主張していることを記述していながら、この問題点があるにもかかわらず本件約款変更条項が許容される理由が全く示されていない点でも問題があります。

問題点 4 訴訟提起のきっかけとなった請求書発行手数料の有償化について安易に合理性を肯定している点また、このことを包括的約款変更条項の適法性の積極的な理由に用いている点

例えば、紙発行量を減らすという変更の必要性があったとしても、本来であればこれまで無償であった請求書を有償化する方法ではなく、請求書の発行を不要とする人に対して実費相当額の値下げをすれば十分に目的は達成できたはずです。

契約者数が7,000万件存在するのから画一的処理をする合理性があるというのであれば、逆に7,000万件の契約者に対し原則有料化とすることでどのくらいの収益増につながるかという側面についても検討を加えるべきであるのに、本判決はそういった検討はなされていません。

そもそも、請求書発行手数料有料化条項が違法であることは包括的約款変更条項の不当条項性をまさに示す一例といえますが、仮にこの有料化条項が適法であるとしても、包括的約款変更条項の不当条項性を直ちに否定できる理由にはならないはずです。

判決は、この点でも論理性が認められません。

以上のような問題点のある地裁判決をこのまま許容することは到底出来ません。 本件訴訟を是非応援してください。

≪この件に関するお問合せはこちらへ≫

TEL: 048-844-8972 FAX: 048-829-7444

E-mail: nakusukai.01@saitama-k.com